

議提第3号

UR賃貸住宅（旧公団）への定期借家契約導入を行わないよう求める
意見書

会議規則第14条の規定により、UR賃貸住宅（旧公団）への定期借家契約導入を行わないよう求める意見書を次のとおり提出する。

平成22年 3月19日 提出

提出者	北本市議会議員	島野和夫
賛成者	北本市議会議員	中村洋子
賛成者	北本市議会議員	串田英夫
賛成者	北本市議会議員	桂祐司
賛成者	北本市議会議員	岸昭二
賛成者	北本市議会議員	黒澤健一
賛成者	北本市議会議員	阪井栄見子
賛成者	北本市議会議員	横山功
賛成者	北本市議会議員	伊藤堅治

北本市議会議長 高橋節子様

UR賃貸住宅（旧公団）への定期借家契約導入を行わないよう求める 意見書

UR（独立行政法人都市再生機構）は、平成21年5月に定期借家契約の導入を決め、「32団地約3万戸と、団地再生予定団地の個数をあわせ、全国77万戸の2割に拡大する」と発表しました。しかし、全国の公団居住者の「定期借家契約の導入は、住宅セーフティネットや在宅長寿対応住宅などの施策拡大と矛盾するばかりでなく、長年にわたって自治会が培ってきた地域コミュニティを壊してしまう」などの抗議や、衆議院国土交通委員会での「UR賃貸住宅への定期借家契約の導入は本来の趣旨と違うのではないか。もう少し議論が必要である」との大臣発言もあり、今日に至っても未実施の状況です。

こうした経過のなか、規制改革会議は、昨年12月の「更なる規制改革について」のなかで、「粛々と実施するように」と、導入を迫っていますが、定期借家契約の導入が居住者の安定を奪うばかりでなく、借家契約内容の異なる居住者の混在が、団地管理上とコミュニティ形成に困難をもたらすことが明らかに予想されるからです。

したがって、UR賃貸住宅に定期借家契約を導入しないで、居住者がいつまでも安心して住み続けられることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

【提出先】

内閣総理大臣・総務大臣・国土交通大臣